

「イオンのお葬式」感染症拡大防止への対応基準

「イオンのお葬式」では、安全、安心にお葬式を執り行うため、専門家の助言と最新の知見により、感染症拡大防止への対応として5つの項目について45の基準を作成し、取り組んでおります。ご葬家、参列者の方々にはお手数とご不便をおかけすることもございますが、ご理解、ご協力の程よろしく願いいたします。

■「感染症拡大防止への対応基準」の目的について

- 1) お客さまの感染を防ぐため。
- 2) 故人さまやご遺族の尊厳を守り、感染させない安全な環境を提供するため。
- 3) 従事しているスタッフ自身を感染させないため。
- 4) 正確な情報を入手し、感染を広げない対応を素早く取るため。

■ 5つの項目

< 1. 衛生管理による防疫対策 >

- ・施設の防疫対策に必要な備品を準備しています。

< 2. スタッフの防疫対策 >

- ・対応するスタッフは自らの防疫対策を心掛け対応します。
- ・防疫対策を全スタッフが団結して実行します。
- ・通夜と告別式の葬儀施行中に加え、事前の打ち合わせ、式後についても十分配慮します。

< 3. 各取引先への防疫対策 >

- ・葬儀社と関係のある取引先、寺院（宗教者）が一体となり、防疫体制を強化します。

< 4. ご葬家・参列者への感染防止策のご協力をお願い >

- ・ご葬家、参列者の方々にも防疫対策のご協力をお願いいたします。

< 5. 故人・ご遺族の尊厳への配慮 >

- ・防疫対策に取り組む状況下でも、故人さま、ご遺族の尊厳を損うことのない様、配慮いたします。

■ 45の基準

1. 衛生管理による防疫対策（日常準備品）

① スタッフ、ご葬家、参列者向け

マスク、ゴム手袋、フェイスシールド、個人用防護用品、体温計（非接触型を推奨）

② ご遺体向け

納体袋

③ 消毒剤

身回品拭き上げ用：次亜塩素酸ナトリウム希釈液（濃度 0.05%を推奨）※塩素系漂白剤も可
次亜塩素酸水

界面活性剤（手指用以外のもの）または界面活性剤が含まれた家庭用洗剤

手指消毒用：アルコール消毒液

< 厚生労働省ホームページ参照 >

※手指などの人体に使用する消毒剤は、「医薬品・医薬部外品」と表示のあるものを使用。

※除菌剤は、対象の感染症ウイルスに有効な製品以外は使用不可。

2. スタッフが行う防疫対策

1) 会館、安置室などの施設

- ④スタッフ、ご葬家（ご家族ごと）、司式者のスペースを分ける対応をします。
- ⑤ドアの取手などは定期的に消毒し、入り口など必要な箇所には手指用のアルコール消毒液を常設します。
- ⑥施設は1時間に1回程度の頻度で、換気を行います。
- ⑦施行終了後、式場内の消毒作業を行います（拭き作業、噴霧など）。
- ⑧施設内に、手洗い、手指消毒等のご協力、注意喚起の表記をしております。
- ⑨正しい知識を常に把握し、特約店葬儀社全体で共有します。また、対処内容の説明をご葬家へ正しく伝えます。

2) 打ち合わせ対応／集金時の対応（※は自社会館のみの対応）

- ⑩打ち合わせや集金時は、参加される人（スタッフ、ご葬家）に発熱者がいないなど、必要事項の確認を行い、スタッフはマスクまたはフェイスシールドを着用いたします。
※アクリル板、マスク、フェイスシールド等の備品を整えます。
- ⑪打ち合わせ場所の広さに合わせた、参加人数を設定（提案）します。
- ⑫ソーシャルディスタンスが確保された環境での打ち合わせを行います。
- ⑬ご自宅での打ち合わせの場合は、消毒剤を持参します。
- ⑭長時間の打ち合わせは可能な限り回避します。1時間以上になる場合は、1時間ごとに換気を行います。

3) 会食中の対応

- ⑮配膳前にテーブル、椅子など、手に触れる箇所のアルコール消毒を行います。
- ⑯大皿での食事提供は自粛します。（状況によって食事の提供も行いません）
- ⑰配膳スタッフは出勤前に検温チェック（非接触型体温計を推奨）を行います。
- ⑱配膳スタッフは手袋、マスク、またはフェイスシールドを着用します。
- ⑲会場は定期的に換気を行います。（1時間に1回程度を推奨）
- ⑳座席は、参加者同士の距離（ソーシャルディスタンス）を確保できる配置とします。

4) スタッフ自身の対策

- ㉑出勤時、外出から戻った時、帰宅後、食事前には、手洗い、うがい、または手指消毒を行います。
- ㉒打合せから式中、式後など、常にマスクやフェイスシールドを着用します。
- ㉓スタッフおよびその家族の発熱の有無と体調を出勤時に確認します。
- ㉔発熱、体調不良の場合、出勤停止や自宅待機等の措置を行い、濃厚接触の疑いがある他スタッフの体調をチェックします。（非接触型体温計を推奨）
- ㉕個人用防護用品やマスクの着脱方法について、スタッフ全体が把握し実行できるようにします。
- ㉖備品の消毒作業は、行政、業界団体のガイドラインに従って行います。

3. 各取引先への防疫対策

1) 取引先業者

- ㉗マスク、またはフェイスシールドを着用していただきます。
- ㉘手指の消毒を実施していただきます。
- ㉙事務所等を出発する前に、検温チェックを行っていただきます。（非接触型体温計を推奨）
- ㉚ご遺体搬送は、病院、業者、自社スタッフの対応範囲を明確化し、感染予防の運用を実施します。

- ③①搬送車両、霊柩車などの葬儀に関わる車両は、運転席、助手席、後部座席の窓を開け、換気を行います。
- ③②搬送使用後は、消毒作業を行います。（拭き作業、噴霧など）。

2) 司式者（宗教者）

- ③③読経中以外は、常にマスクまたはフェイスシールドを着用していただきます。
- ③④手指の消毒を実施していただきます。
- ③⑤出仕前には検温チェックを行っていただきます。（非接触型体温計を推奨）
- ③⑥式中は、ご葬家、参列者とソーシャルディスタンスを確保します。

4. ご葬家・参列者への感染防止策のご協力をお願い

- ③⑦ご葬家、ご親族への体温チェック（非接触型体温計を推奨）、手指の消毒にご協力いただきます。
- ③⑧ご葬家、参列者の皆さまにも、マスクまたはフェイスシールドを着用していただきます。
お持ちでない方へは配布又は、ご購入をして頂きます。
- ③⑨自宅での打合せも1時間以上になる場合は、1時間ごとに換気のご協力をしていただきます。
- ③⑩ご葬家、会葬者の皆さまに、ソーシャルディスタンスを守っていただきます。
- ③⑪会食などでは、お茶やおしぼりはセルフサービスにご協力いただきます。

5. 故人さま・ご遺族への尊厳への配慮

- ③⑫ご遺族と相談のうえ、三密回避のための参列可能な範囲を明確にします。
- ③⑬通夜の時間を長くする、または短くするなど、時間に制限を設け、防疫対策の設定を行います。
- ③⑭焼香や拝顔、お別れの場面では、参列者同士の距離（ソーシャルディスタンス）を守り防疫対策を行います。
- ③⑮火葬場において、感染を予防するための過ごし方をご説明します。